

番号	受付日	所管省 庁への 検討要 請日	提案 事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
1	2月25日	3月18日	公共職業安定所の求人の選考方法を全国統一にしたい。	<p>職業安定法第5条5項に基づき、法違反の内容などがなければ、採用の自由の原則に基づき、全国の公共職業安定所へ、事業所が求人を出すことができることになっております。そのための、全国統一の求人申込書には、「19欄」に選考方法として、「面接、書類選考、筆記試験、その他」のいずれかを選択することになっています。ところが、一例をあげると、県下の公共職業安定所では、その様式の「19欄」に黒塗りで、書類選考の文字を二重線で消去し、「面接は必ず実施してください。」と勝手な行政解釈にて、面接が必須であると規制、義務付けております。よって、県下の事業場が、求人を出す時に、面接が義務付けられております。ところが、例えば、東京都の事業場が、県下に営業所を新設するなどで、東京の公共職業安定所経由で、県下に求人を出すと、書類選考が認められております。</p> <p>要するに、求人を出す場合は、日本全国、全ての事業場が面接を義務付けられるなら、構いませんが、たまたま某県に所在地がある事業場だけが、面接を義務付けられ、他都道府県の事業所は、書類選考が認められるといった扱いになっております。</p> <p>したがって、このような、事業場の所在地によって、同じ地域に求人を出すにしても、一方で書類選考が認められ、他方では認められないということは、不合理極まりない規制と思料されます。求人する事業場側も、応募者多数の場合、書類選考にて判断・求職する求職者側も、在職中での転職は面接に行けない、あるいは、面接が苦手で、書類選考が助かる。といった、観点から書類選考を望んでいる人がいるはずです。</p> <p>以上のことから、厚生労働省には、選考方法を勝手に制限する自主規制を改善いただき、全国の公共職業安定所が、一律に法の趣旨に則り、求人を受け付けるように、自主規制をなくすことを求める所存であります。</p>	個人	厚生労働省